

令和7年度  
アイランドシティ整備事業  
環境監視計画

令和7年3月

国土交通省九州地方整備局  
福岡市港湾空港局  
博多港開発株式会社

アイランドシティ整備事業環境監視計画は、事業の経緯、これまでアイランドシティ環境監視結果、工事予定及び背後地域の環境の状況を踏まえ、次のとおり定める。

なお、アイランドシティ整備事業は、国土交通省九州地方整備局、博多港開発株式会社、福岡市の事業であるが、アイランドシティ整備事業に係わる環境監視は、福岡市が代表して実施しているものである。

## 1 アイランドシティ整備事業の経緯

### (1) 事業計画と環境影響評価

- ・平成 元年 7月 博多港港湾計画改訂（陸続きの埋立から島形式への変更）
- ・平成 5年 4月 環境影響評価実施要綱、公有水面埋立法に基づく環境影響評価
- ・平成 6年 4月 公有水面埋立免許取得
- ・平成13年 4月 環境影響評価レビュー

### (2) 環境監視

- ・平成 6年 6月 アイランドシティ整備事業環境モニタリング委員会設置
- 7月 環境監視（環境モニタリング）の開始

### (3) アイランドシティの整備

- ・平成 6年 7月 工事着工
- ・平成13年 アイランドシティの外周護岸が概成
- ・平成14年10月 アイランドシティ1号線の一部開通
- ・平成15年 9月 C1コンテナターミナルの供用開始
- ・平成17年12月 「照葉のまち」住宅入居開始
- ・平成19年 4月 照葉小学校開校、アイランドシティ中央公園全面開園
- ・平成20年 4月 照葉中学校開校
- ・平成20年 7月 「臨海部物流拠点（ロジスティクスセンター）」を港湾計画に位置づけ
- ・平成24年10月 「CO<sub>2</sub>ゼロ街区（照葉スマートタウン）」まちびらき
- ・平成25年 3月 あいたか橋（海上遊歩道）開通
- ・平成26年 3月 海の中道大橋 4車線化、アイランドシティ1号線 6車線化
- ・平成26年11月 福岡市立こども病院 開院
- ・平成28年 2月 青果市場「ベジフルスタジアム」開場
- ・平成29年 4月 C2コンテナターミナル全面供用開始
- ・平成30年11月 C2岸壁延伸工事着手
- ・平成30年12月 福岡市総合体育館開館
- ・平成31年 4月 照葉北小学校開校
- ・令和 3年 3月 C2岸壁延伸工事完了
- ・令和 3年 3月 自動車専用道路アイランドシティ線開通
- ・令和 3年 9月 C2岸壁延伸部供用開始
- ・令和 5年 3月 Dコンテナターミナル供用開始（C2岸壁延伸部背後 500m）
- ・令和 6年 4月 照葉はばたき小学校開校
- ・令和 6年 4月 アイランドシティはばたき公園一部開園

## 2 環境監視（事後調査）の目的

### （１）環境影響評価書における環境監視計画（抜粋）

#### 第２章 環境監視計画

本事業の実施にあたっては、適切な環境監視を行い、環境の保全に努める。

埋立工事中については、事業者の責任のもとに監視体制を整備し、公害の防止に係る大気質、水質、騒音、振動監視を行い、異常な事態が予想された場合もしくは発生した際には原因を追求し、すみやかに所要の措置を講じ、被害の拡大防止に万全を期すものとする。また、必要に応じて補助監視点を設けるものとする。

また、自然環境の保全に係る海岸地形、鳥類、海生生物についても監視を実施するものとする。

埋立竣工後についても、必要な事項について引き続き環境監視を行うものとする。

#### 事後調査とは

選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等においては環境への影響の重大性に応じ、代償措置を講ずる場合においては当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査。（環境影響評価法に基づく基本的事項より（環境庁告示第 87 号、平成 9 年 12 月 12 日、最終改正：平成 26 年 6 月 27 日環境省告示第 83 号））

## 3 環境監視の体制と役割

### （１）事業者

- ・整備事業と環境保全対策
- ・環境監視計画の策定
- ・環境監視、監視結果の評価

### （２）アイランドシティ整備事業環境モニタリング委員会

委員会は次の事項について指導、助言を行う。

- ・環境監視計画の策定に関すること。
- ・環境監視結果の評価に関すること。
- ・上記の評価を踏まえた対策に関すること。

（アイランドシティ整備事業環境モニタリング委員会設置要綱第 3 条）

#### 4 令和7年度 環境監視

市4の3工区及び市5の3工区（西側）の地盤改良工事について環境監視を行う（図1）。

#### 騒音

（1）監視地点

- ・市5の3工区（西側）周辺の住宅地（香椎照葉7丁目3番）
- ・市5の3工区（西側）周辺の住宅地（香椎照葉7丁目13番）

（2）監視頻度

住居等に影響が考えられる時期に月1回程度

（3）監視項目

騒音レベル（ $L_{A5}$  または  $L_{Aeq}$ ）

（4）評価方法

監視基準との対比

（5）監視基準

| 工事内容         | 監視基準                |
|--------------|---------------------|
| 特定建設作業に準じる作業 | 85dB（ $L_{A5}$ ）以下  |
| その他の作業       | 60dB（ $L_{Aeq}$ ）以下 |

#### 水質（SS）

（1）監視地点

地点 M-2

（2）監視頻度

水質に影響が考えられる時期に月2回程度

（3）監視項目

SS（浮遊物質）

（4）評価方法

監視基準との対比

（5）監視基準

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 地点     | M-2                 |
| 事前調査結果 | 6 mg/L              |
| 監視基準   | 工事による寄与濃度 10mg/L 以下 |
| 監視基準値  | 16mg/L              |

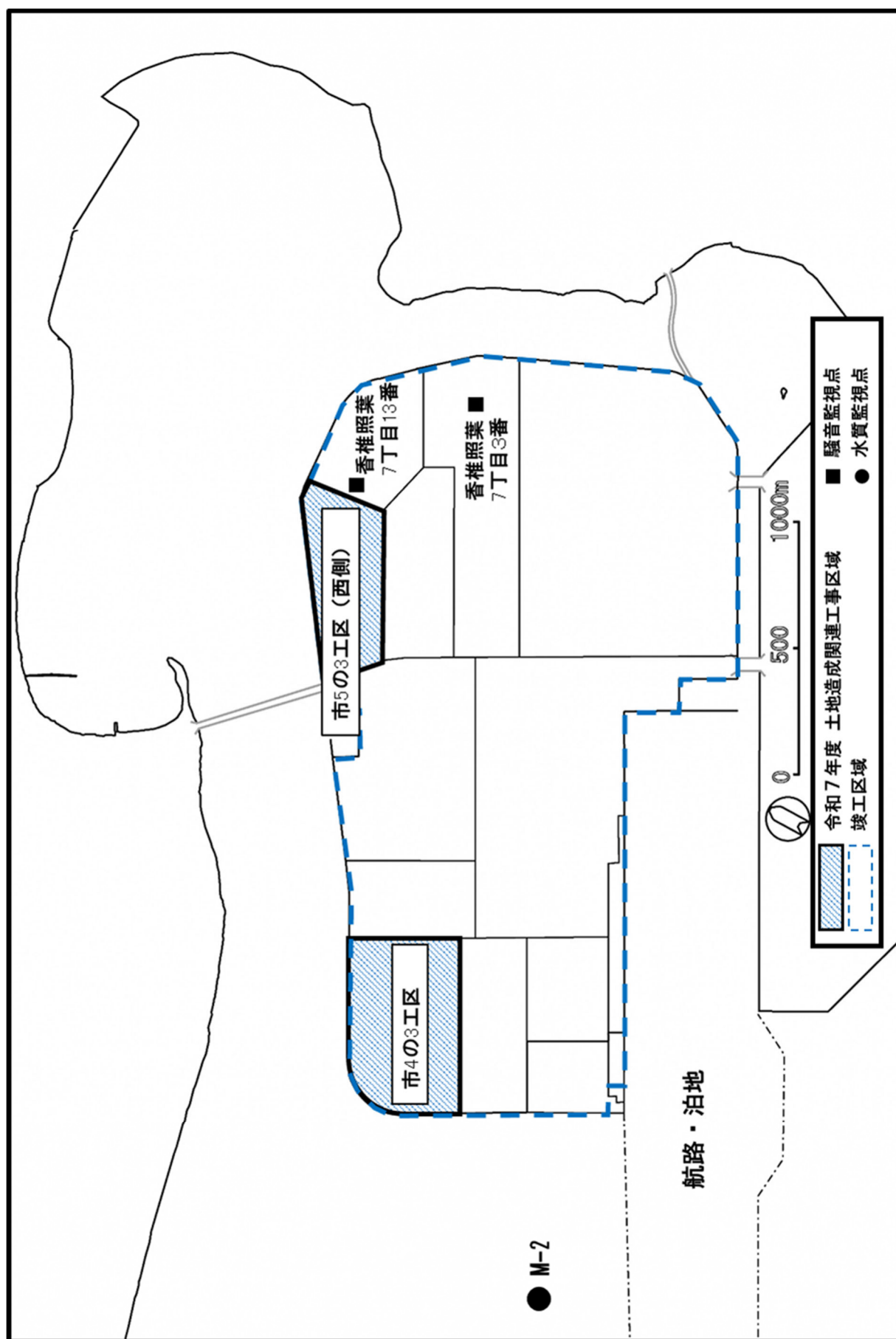


図1 令和7年度 工事予定区域、監視地点位置(騒音、水質)